

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成27年1月13日（火曜日）

定期第 2649 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	
○告示		大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要（産業労働・商業流通課） 19
漁業災害補償法による届出の審査結果（環境農政・水産課）	17	大規模小売店舗の配置や運営方法等の変更の届出の概要（産業労働・商業流通課） 19
道路の供用開始（2件）（県土整備・道路管理課）	17	都市計画の図書の写しの縦覧（6件）（県土整備・都市計画課） 20
建築基準法による位置の指定を受けた道路の廃止（県土整備・建築指導課）	17	開発行為に関する工事の完了（県土整備・建築指導課） 21
○監査委員公表		政務活動費の交付の方法等の異動（議会・経理課） 21
監査の結果に関する報告について	18	コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止（内水面漁場管理委員会） 21
○公告		

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関において掲示し、併せて、かながわ電子入札共同システム（URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>）の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

告 示

神奈川県告示第12号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出があったので審査した結果、次の区域及び区分において法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区 域	区 分
みうら区域 （みうら漁業協同組合の地区のうち通り矢地区の地域）	法第104条第2号に掲げる漁業のうち総トン数10トン以上20トン未満の漁船によってさばをとることを目的とする漁業及び底魚をとることを目的とする漁業を併せて営む漁業

神奈川県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県西土木事務所小田原土木センターにおいて、平成27年1月13日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県告示第15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和49年3月16日第2-517号で位置の指定をした道路を次の

1 道路の種類及び路線名

一般国道135号

2 供用開始の区間

小田原市根府川字下マキヤ3番46から
同 3番15まで

3 供用開始の日

平成27年1月14日

神奈川県告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備局道路部道路管理課及び神奈川県西土木事務所小田原土木センターにおいて、平成27年1月13日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 道路の種類及び路線名

県道小田原湯河原

2 供用開始の区間

小田原市根府川字下マキヤ3番107から
同 3番46まで

3 供用開始の日

平成27年1月14日

とおり廃止した。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

廃止年月日	廃止番号	廃止した道路の位置	幅員	延長	申請者
平成26年12月19日	第 H 26 指 道 西土00005号	南足柄市和田河原字坂下825の1	メートル 4.00	メートル 34.00	石井 清子

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第1号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年1月13日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 古 沢 時 衛
 同 岩 本 一 夫

第1 監査の種別及び実施箇所数

随時監査を本庁機関1箇所及び出先機関10箇所の計11箇所について実施した。

第2 監査実施期間

平成26年9月22日から同年12月9日まで

第3 監査の結果

1 補完的財務監査

平成25年度の財務に関する事務の執行について、定期監査において指摘が認められ、その後の対応等を補完的に調査した次の出先機関5箇所では、監査の結果、1箇所において不適切事項又は要改善事項が認められた。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所（1箇所）

<教育委員会>

監査実施箇所名	監査実施日	所掌事務の概要	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立図書館	平成26年11月17日 (平成26年9月10日 職員調査)	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理保存して一般県民の利用に供し、教養、調査研究、レクリエーション等に資するための事業を行っている。	(不適切事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。 1 支出事務において、委託費によるデザイン報酬1件(60,000円)の支払に当たり、所得税及び復興特別所得税(6,126円)を源泉徴収していなかった。 2 庶務事務において、非常勤職員の通勤手当の算定に誤りがあり、12件、20,400円が支給不足であった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（4箇所）

監査実施箇所名
神奈川県総合防災センター、神奈川県立総合療育相談センター、神奈川県西土木事務所小田原土木センター、神奈川県立相模向陽館高等学校

2 年度末財務監査

平成25年度の財務に関する事務の執行について、定期監査実施後の年度末の執行状況を調査した次の出先機関5箇所では、監査の結果、不適切事項及び要改善事項が認められなかった。

不適切事項及び要改善事項が認められなかった監査実施箇所（5箇所）

監査実施箇所名

神奈川県湘南地域県政総合センター、神奈川県水産技術センター、神奈川県産業技術センター、神奈川県横須賀土木事務所、神奈川県平塚土木事務所

3 臨時財務監査

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団の監査において、同事業団の指定管理業務等を所管する県立病院課に状況を確認する必要があると認められた事務の執行について、同課に対し監査を実施した結果、不適切事項又は要改善事項が認められた。

不適切事項又は要改善事項が認められた監査実施箇所（1箇所）

<保健福祉局>

本庁機関

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
保健医療部 県立病院課	平成26年12月9日 (平成26年11月25日 職員調査)	(不適切事項) 物品管理事務において、平成25年4月30日付け会計局長通知に基づく現物照合に当たり、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団に無償貸付けしている県所有の物品のうち、63点(帳簿価額計56,351,582円)について台帳と現物の数に差があったことを把握していたにもかかわらず、全て現物照合ができたものとして保健福祉局総務室に報告していた。 (要改善事項) 契約事務において、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団(以下「事業団」という。)との神奈川県総合リハビリテーションセンター手数料徴収事務委託契約(以下「本件委託契約」という。)の締結に当たり、契約内容と異なる記載が契約書にあった。 診断書交付等の手数料徴収事務は、神奈川県総合リハビリテーションセンターの管理に関する基本協定書により、事業団が行う指定管理業務として位置付けられていることから、徴収事務を行うための手数料については本件委託契約による支払を行っていない。 しかしながら、契約更改の際、定型的な契約書見本を参照して本件委託契約書を作成していた中で、当該委託料は指定管理料において措置されることから、本来手数料は要しないと記載すべきところ、手数料を支払う旨の記載としてしまったため、双方が合意した契約内容が本件委託契約書に適切に反映されておらず、地方自治法第234条第5項に定める普通地方公共団体が締結する契約書が作成されていたとはいえ、契約が未確定の状態となっていた。 したがって、その契約内容が当該契約書に適切に反映されるよう見直す必要がある。

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局産業・観光部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成27年1月13日から同年5月13日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成27年1月13日から同年5月13日までに知事に意見書を提出できます。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社
東京都千代田区丸の内1-4の1
代表取締役 常陰 均

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン茅ヶ崎中央ショッピングセンター
茅ヶ崎市茅ヶ崎3-956の2

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
ジャスコ茅ヶ崎ショッピングセンター	イオン茅ヶ崎中央ショッピングセンター

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称等

変 更 前	変 更 後
中央三井信託銀行株式会社 東京都港区芝3-33の1 代表取締役 田辺 和夫	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4の1 代表取締役 常陰 均

(3) 大規模小売店舗において小売業者を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5の1 代表取締役 村井 正平 ほか25者	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5の1 代表取締役 梅本 和典 ほか25者

4 変更の年月日

平成26年5月23日ほか

5 届出年月日

平成26年12月11日

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県産業労働局産業・観光部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、平成27年1月13日から同年5月13日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成27年1月13日から同年5月13日までに知事に意見書を提出できます。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内1-4の1

代表取締役 常陰 均

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン茅ヶ崎中央ショッピングセンター

茅ヶ崎市茅ヶ崎3-956の2

- 3 変更しようとする事項

駐輪場の位置

位置については、届出書に添付された図面のとおり

変 更 前	変 更 後
駐輪場A 201台	駐輪場A 201台
駐輪場B 243台	駐輪場B 243台
駐輪場C 139台	駐輪場C 139台
駐輪場D 254台	駐輪場E 80台
駐輪場E 80台	駐輪場F 93台
駐輪場F 93台	駐輪場G 140台
駐輪場G 140台	駐輪場H 117台
駐輪場H 33台	駐輪場I 370台
駐輪場I 370台	駐輪場J 110台
計 1,553台	駐輪場K 20台
	駐輪場L 20台
	駐輪場M 20台
	計 1,553台

- 4 変更する年月日

平成27年8月12日

- 5 届出年月日

平成26年12月11日

都市計画法第20条第1項の規定により茅ヶ崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称

茅ヶ崎都市計画土地区画整理事業赤松町地区土地区画整理事業

- 2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第20条第1項の規定により茅ヶ崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次の

とおり縦覧に供します。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称

茅ヶ崎都市計画地区計画赤松町地区地区計画

- 2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により茅ヶ崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称

茅ヶ崎都市計画用途地域

- 2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により茅ヶ崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称

茅ヶ崎都市計画高度地区

- 2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により茅ヶ崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称

茅ヶ崎都市計画防火地域及び準防火地域

- 2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により茅ヶ崎市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称

茅ヶ崎都市計画生産緑地地区

- 2 縦覧場所

神奈川県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年1月13日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市上今泉6-139の1ほか8筆	
開発区域の面積	872.00平方メートル	
開発許可を受けた者の住所	海老名市中央1-14の36	
開発許可を受けた者の氏名	株式会社秀建 代表取締役 中山 信隆	
開発許可年月日及び許可番号	平成26年9月3日	厚土東第610048号

2

開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡山北町岸字一-1,629の13ほか5筆	
開発区域の面積	1,020.84平方メートル	
開発許可を受けた者の住所	秦野市南矢名2-8の1	
開発許可を受けた者の氏名	株式会社ソーケン 代表取締役 井上 善博	
開発許可年月日及び許可番号	平成26年6月25日	西土第610019号

3

開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡開成町延沢字金井島境1,895の1ほか2筆	
開発区域の面積	566.78平方メートル	
開発許可を受けた者の住所	小田原市西酒匂1-5の11	
開発許可を受けた者の氏名	株式会社マイハウス 代表取締役 松本 修	
開発許可年月日及び許可番号	平成26年9月8日	西土第610033号

神奈川県議会議政務活動費の交付等に関する条例第6条第2項の規定により会派異動届の提出がありましたので、同条例第7条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成27年1月13日

神奈川県議会議長 向 笠 茂 幸

会派の名称	異動事項	新	旧
県友会神奈川県議会議員団	政務活動費の交付の方法	議員に交付する方法	会派及び議員に交付する方法 会派に交付する額(1人当たりの月額)20,000円 議員に交付する額(1人当たりの月額)510,000円

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成27年1月13日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

1 指示内容

(1) コクチバスを県内の内水面(河川、湖沼及びこれと接続して一体を成すため池、水路等)において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア 公的機関が試験研究の用に供する場合
- イ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

(2) オコチバス又はブルーギルを県内の内水面における共同漁業権の設定された漁場において採捕した者は、これらを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ア オコチバスを芦ノ湖において採捕した者が、これを芦ノ湖に再び放す場合
- イ 公的機関が試験研究の用に供する場合
- ウ 神奈川県内水面漁場管理委員会が必要と認めた場合

2 指示期間

平成27年2月1日から平成28年1月31日まで